

親鸞聖人における名号観の背景

——『唯信鈔』と『唯信鈔文意』の意義——

北 島 隆 晃

序

親鸞聖人の名号観について、その唯信独達の法義は、法然上人の念仏往生義から打ち出されるにあたり、聖覚法印、隆寛律師の二先輩にその証権を見出しておられ、聖人の教化において両師の影響が非常に大きいことが知られる。^① 当論においては、聖覚法印の『唯信鈔』と、その引証文を註釈される聖人の『唯信鈔文意』を検討して、聖人の名号観と『唯信鈔』『唯信鈔文意』の意義を窺いたい。

一 親鸞聖人と聖覚法印の第十七願観における関連性

聖人の本願観は、法然上人の本願観を継承するものである。しかし、聖人が、第十八願を正因を誓う願とし、その念仏往生の論拠として、第十七願に着目されたことは、法然上人においては『選択本願念仏集』には見られない。^② ここに、聖人

と同じく、本願において第十七願に言及される聖覚法印の『唯信鈔』が重要となる。『唯信鈔文意』では、『唯信鈔』に引かれた『五会法事讃』の「彼仏因中立弘誓」の文の「弘誓」について、「弘」を「ひろしといふ、ひろまるといふ」(二・六四三)と釈して、法蔵菩薩が誓いをおこして、ひろく十方世界のあらゆる衆生にひろまっていることを示されている。聖人は、如来の誓願について、まずはじめに十方世界の衆生に「ひろまる」ことの必要性(第十七願の立願と成就)を言及される。第十八願が衆生往生の正因になるのは、衆生にひろまった誓願(成就された名号)による救済の上に成立するといふ、第十七願と第十八願の関係が、聖人において明確にされるのである(二・六四三)。そして聖人は、法蔵の願意が『唯信鈔』にくわしく示されていることを、「如来の弘誓をおこしたまへるやうは、この『唯信鈔』にくわしくあらわれたり。」(二・六四四)といわれる。それは、聖覚法印が『唯信鈔』に、法蔵菩薩が因位のとき、いかなる心をもつていかな

る行を修めて、極楽世界が建立されたかを述べられていることを指す（二・七四二）。続けて、『唯信鈔』では、一切の善悪の凡夫に願生せしめるために、まず第十七願を誓われたことに言及される（二・七四二）。如来が、まず第十七願に名号を称揚されることを誓われて、となえられ、ほめられて、十方世界のあらゆる衆生にひろまる名号であることを明かされる。それに続いて、正因の第十八願について述べられるのである（二・七四二）。法印は、念仏往生の義が仏の本願になった教えであることを、法蔵菩薩の願意、第十七願、第十八願を明らかにするという展開で示された。

このように『唯信鈔』には、本願の子細、「如来の弘誓をおこしたまへるやう」が明らかにされている。これを承けた『唯信鈔文意』においても、第十八願の真意を明らかにされるにあたり、第十七願と第十八願の關係が明示されることになる。聖人においては、念仏往生の正因たる第十八願の真意は、第十七願との關係より明らかになる。ここにおいて、法印の第十七願観と『唯信鈔』の第十七願に言及する記述が、聖人にとって非常に重要であつたと窺うのである。

二 親鸞聖人と聖覚法印の相違点

それでは、親鸞聖人と聖覚法印の第十七願観は、全く同一だったのかといえ、聖人は『唯信鈔文意』において、『唯

信鈔』に明かされる念仏の要義を承けながら、その解説において、諸処に聖人独自の發揮を示されている。まず、『唯信鈔』の、第十八願によつて十念の者が往生できることを証権する文の「聞名念我」（二・七四三）を、『唯信鈔文意』に解釈されている。「聞く」とは、第十七願に誓われた如来の名号を聞くことで、それは信心である。「念ずる」とは、信心が相統する憶念のことである。それは、諸仏称名の悲願（第十七願）にあらわれていると示されている（二・六四四）。ここに、聖人における第十七願と第十八願の關係を窺い知ることが出来る。正因である第十八願の三心十念は、名号を心に信じ、名号を口に称えることであつて、対象はいずれも名号である。第十七願に誓われた内容によつて、諸仏が名号を讃嘆されるので、十方の衆生に名号がひろまり、衆生が名号を聞いて信じ称えるのが第十八願の信心であると説かれる。聖人は、第十七願に誓われた名号が、三心の対象であり、十念の対象であるという二様の見方をなされている。これは、法印の解釈を伝承しながらも、聖人独自の發揮を示されたものである。第十七願の名号を、第十八願の三心十念の対象として示されることにより、正因としての第十八願は、称名専修から、称名を修して信心を得る意として明示されるのである。⁽⁴⁾さらに、聖人において、名号を心に信ずる三心は、『観經』の三心ではないことが示され、衆生がつくりあげる信ではない

ことが明らかになる(二・六四九、六五二)。また、名号を口に称える十念も、阿弥陀仏の悲用によつて聞かしめられた名号が、口称念仏としてあらわれるものとして捉えられる。ここに、名号を対象とする三心十念であるという、第十七願と第十八願の關係が明らかになることによつて、伝統の正因としての称名念仏の真意は、聖人において信心を正因とされるに至ると窺うのである。かくの如く、称名が仏の本願にかなひ、往生業となるのは、真実信心であればこそ出てくる如実の称名だからである。

第十七願の悲願によつて、名号が諸仏にほめられ、となえられるからこそ、それを聞く第十八願の三心十念が、正因となる。それは『阿弥陀經』の諸仏の証誠護念によつても明らかであることが述べられる(二・六四三)。聖人は、証誠護念について、「ひとへに真実信心のひとのためなり。」(二・六五二)と示される。ここでは、諸仏の称名(称揚)の対象、つまり証誠護念の対象は、口称念仏ではなく真実信心をいただく衆生である。ここに、第十七願と第十八願において、聖覚法印を承けながらも、親鸞聖人独自の唯信独達の他方法を示されることが窺えるのである。

三 『唯信鈔』と『唯信鈔文意』の意義について

親鸞聖人が『唯信鈔文意』を撰述された意趣は、その結び

の文(二・六五四)からも窺うことができる。聖人帰洛後の関東では、念仏往生義に誤解があり、聖人はそれに対して、『唯信鈔』等の書写を送り、これを読むことを勧め、さらに『唯信鈔文意』等を撰述され、破邪顕正につとめられた。関東における誤解の内容は、一念多念の問題が中心であつたことが、御消息等から窺い知れる。

『唯信鈔』と『唯信鈔文意』は、一念多念の問題を正して、第十八願の真意を明らかにし、他力念仏往生義を平易に伝えるための書であつた。『唯信鈔文意』において明らかに第十八願の真意は、第十七願によつてより明確に捉えられる信心正因の絶対他力による念仏往生義である。そこには、第十九願、第二十願の自力往生に惑いとらわれるべきではないという、聖人の朋友への切実な思いが窺われる。『唯信鈔文意』には、徹底した自力回向の要素の排除がみられる。聖人は、口称念仏を自らの善根とし、それを回向して往生を願うことを否定する。また、臨終に來迎を期すことを否定して、『來迎』を他力をあらわす言葉として解釈される。さらに本願の三心と『觀經』の三心を区別して、真実信心を明らかにされる。聖人は、法然上人の念仏往生義を繼承される、聖覚法印の『唯信鈔』を機縁として、第十九願、第二十願の方便願より出て、真実の第十八願に帰入するという、唯信の思想の真意を読みとられ、それを人々に勧められた。

結

親鸞聖人は、法然上人によって示された選択本願において、

第十七願に誓われた名号という救済法の故に、第十八願が他

力念仏往生の正因になるという、第十七願と第十八願の関係を

明らかにされた。これは、『往生論註』『観経四帖疏』に

よって明示される名号観である。故に『顕浄土真実行文類』

において、真実の行を明かして、第十七願を標願され、大行

出体の後、経文の引用を終えて最初に御自釈される「称名破

満釈」は『論註』により示されるのである。「六字釈」

は『観経疏』により示されるのである。聖人の名号観は、『論

註』『観経疏』に至ることにより明らかにしたものである。

それは、『選択集』二門章に提示によって『論註』に至り、

「一心専念弥陀名号」の語に導かれた法然上人によって『観

経疏』に至り着かれたものである。聖人においては、師の法

然上人によって導かれた選択本願の念仏往生義であり、先輩

の聖覚法印によって証権される第十七願と第十八願の関係で

あった。であるから、『選択集』『論註』『観経疏』への機縁

として、本願を明示する『唯信鈔』『唯信鈔文意』を関東の

朋友に勧められたと窺うのである。ここに明示される本願は、

第十七願と第十八願の関係により明らかに願であり、第

十九願と第二十願の方便たることを示して明らかに願である

である。以上のように、聖人が『唯信鈔』を機縁として、法然上人の選択本願の念仏往生義をより明瞭ならしめたことを窺った。

本文中の（ ）内の数字は、『真宗聖教全書』の巻・頁数を示す。

- 1 浅野教信師「聖覚法印と親鸞聖人」（『真宗研究』第六輯、一九六一年）、同師「唯信鈔文意」における伝統と己証」（『龍谷大学論集』第三八四号、一九六七年）参照。

- 2 法然上人の著述においては『三部經大意』（四・七八四）に、第十二願、第十八願、第十七願、第十三願、第十九願について述べられるものが見られる。

- 3 三心の対象としての名号は、「無碍光仏の不可思議の本願、広大智慧の名号を信樂すれば、煩惱を具足しながら無上大涅槃にいたるなり。」（二・六四六）の文にも窺える。

- 4 『唯信鈔文意』（二・六四九）では、称名専修を示す「専復専」の語を、口称の一行と信心の一心の意として釈されている。

- 5 4の「専復専」を一行一心と示され、また、「念と声とはひとつところなりとするべしとなり。念をはなれたる声なし、声をはなれたる念なしとなり。」（二・六五四）の文からも、その意が窺える。

- 6 同じく来迎の解釈も、専修口称の行者の得益ではなく、御名を信受して憶念する、信心獲得の行者への益として示されている（二・六四〇）。

- （キーワード）親鸞聖人、聖覚法印、名号、『唯信鈔文意』、第十七願